○厚生労働省告示第四百六十八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき、平成二十四年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、同日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千六百四十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定により就職促進手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額

○厚生労働省告示第四百六十九号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十四年八月一日以後の同条第七項に規定する控除額を千二百九十六円に変更する。ただし、同日前の控除額については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百七十号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定に基づき、厚生年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十四年七月二十日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

名称	主たる事務所の所在地
株式会社セキュリティ情報研究所	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

○厚生労働省告示第四百七十一号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定に基づき、事業主等がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十四年七月二十日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

名称	主たる事務所の所在地
株式会社セキュリティ情報研究所	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、次に掲げる新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をしたので、同条第四項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第２条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第４条第１項の規定に基づき、同項第５号に該当するものである旨の通知をした新規化学物質の名称	整理番号
6300	アクリル酸・ブタン－１－イル＝アクリラート・ビニル＝アセタート・１－ビニル－２－ピロリドン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2963
6301	２，２′－ジメチル－４，４′－（シクロヘキサン－１，１－ジイル）ジフェノール・ホスゲン・４，４′－（プロパン－２，２－ジイル）ジフェノール重縮合物の両末端４－（２－フェニルプロパン－２－イル）フェノール縮合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(7)－3048
6302	２－エチルヘキサン－１－イル＝アクリラート・２－エチルヘキサン－１－イル＝メタクリラート・２－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリル酸・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2964
6303	アクリルアミド・エチル＝アクリラート・２－ヒドロキシエチル＝アクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2965
6304	１－エチルシクロペンタン－１－イル＝アクリラート・３－ヒドロキシ－１－アダマンチル＝メタクリラート・５－オキソ－４－オキサトリシクロ［４．２．１．$0^{3,7}$］ノナン－２－イル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2966
6305	ベンジル＝メタクリラート・２－エチルヘキサン－１－イル＝メタクリラート・２－ヒドロキシプロパン－１－イル＝メタクリラート・メタクリル酸共重合物（水及び酸に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2967
6306	アクリル酸・アンモニウム＝α－［１－（アリルオキシ）－３－（４－ノナン－１－イルフェノキシ）プロパン－２－イル］－ω－（スルホナトオキシ）ポリ（ｎ＝１～100）（オキシエチレン）・ブタン－１－イル＝アクリラート・エチレン＝ジメタクリラート・２－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリルアミド・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（架橋構造）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2968
6307	２－エチル－２－アダマンチル＝メタクリラート・３－ヒドロキシ－１－アダマンチル＝アクリラート・５－オキソ－４－オキサトリシクロ［４．２．１．$0^{3,7}$］ノナン－２－イル＝アクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2969
6308	２－エチル－２－アダマンチル＝メタクリラート・３－ヒドロキシ－１－アダマンチル＝メタクリラート・５－オキソ－４－オキサトリシクロ［４．２．１．$0^{3,7}$］ノナン－２－イル＝２－（メタクリロイルオキシ）アセタート・２－オキソオキソラン－３－イル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－2970
6309	アクリル酸、（２－{［２，２－ビス（アクリロイルオキシメチル）ブトキシ］メチル}－２－エチルプロパン－１，３－ジイル＝ジアクリラートを主成分とする、アクリル酸と２－エチル－２－（ヒドロキシメチル）プロパン－１，３－ジオールの縮合反応生成物）、{２－エチル－２－［（メタクリロイルオキシ）メチル］プロパン－１，３－ジイル＝ジメタクリラートを主成分とする、メタクリル酸と２－エチル－２－（ヒドロキシメチル）プロパン－１，３－ジオールの縮合反応生成物}、２，２′，４，４′－テトラメチル－２，２′－ジアゼンジイルジペンタンニトリル及びビス（４－*tert*－ブチルシクロヘキサン－１－イル）＝ペルオキシジカルボナートの反応生成物（架橋構造）（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）	(7)－3049
6310	アクリル酸・１，３－ジビニルベンゼン・１，４－ジビニルベンゼン・３－エチルスチレン・４－エチルスチレン・イソプレン共重合物（架橋構造）（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）	(6)－2971